北海道檜山振興局告示第１０３６号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第27号の火光を利用する敷き網漁業につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

制限措置							備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
火光を利用する敷き網漁業	檜山振興局管内沖合海域	松前郡と檜山群との郡界から正西の線以北、久遠郡と島牧郡との郡界297度30分の線以南の檜山振興局管内沖合海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、2月1日から6月30日まで	ー （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：26隻）	20トン未満	檜山振興局（八雲町熊石を含む）管内に住所を有する者	